

意見概要及び事務局対応案

都市像Ⅰ 市民と地域が学び高め合う、安心協働都市
政策②「子どもを安心して産み育てられるまち」

【対応案】 ①素案を修正する。
②素案のとおりとする。(実施計画・分野別計画などでの対応を含む)
③その他(検討等)

資料1

項目	番号	意見概要	素案 ページ	事務局対応案	
				対応案	理由
8年後の姿	1	多様な家族形態の中においても、子どもが安心して育つことのできる環境が整っており、子育てしやすい職場や、安定した収入を得られるような就労の場があるまちになっている、という姿を盛り込むべき。	70	①	8年後の姿に「～多様な家族形態の中においても、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、」と追加記載します。また、女性が意欲や能力を十分に発揮できる環境づくりについては、この政策における施策の他、施策21「女性や若者がいきいきと働ける環境づくり」においても取り組んでいきます。
	2	出生率が増加し、子どもが多い活気あるまちになるため、子どものいる女性が安心して働けるような環境づくりが重要。	70	①	8年後の姿の「男女共同参画が進み、子育て中でも安心して仕事と家庭が両立できる職場の環境づくりが進んでいます。」と追加記載することで対応します。また、施策21「女性や若者がいきいきと働ける環境づくり」の中でも取り組んでいきます。
現状と課題	1	図2-⑤「実際の子どもの人数が、理想とする子どもの人数より少ない理由」について、平成26年の資料を使い、現状と課題の内容を変更すべき。	74	①	「子ども・子育て支援に関する県民ニーズ調査」(H26年)の資料に基づき、修正します。
	2	夜の勤務に対応しながら子育てしているひとり親世帯の保護者がいるため、夜間保育・24時間保育所の現状やニーズを検証するなど、ひとり親世帯の子育てしにくい現状を課題を明らかにすべき。	70	②	現状と課題に記載中の「ひとり親家庭の増加など、子どもや家庭が抱える背景が複雑化・多様化しており、適切な支援の必要性が高まっています。」のに含まれており、具体的には実施計画・分野別計画の中で検討します。
施策6	1	幼い子どもを育てる親の大きな不安は、医療そのものについてであるため、子どもの医療体制について不安が取り除かれるようすべき。施策6「妊娠・出産・子育ての一貫した支援」の中に医療の支援を盛り込んではどうか。	75	①	施策6に記載中の「また、福祉、保健に加え、住宅、雇用、教育などの施策を一貫して支援します。」に「医療」を追加記載します。
	2	子育てを地域で支えるということは必要不可欠であり、施策6に「人の力」「市民の力」「地域の力」という文言を追加してはどうか。	75	①	施策6に「子どもは社会の宝としての認識を地域や企業と共有し、市民力・地域力を結集、連携しながら」とするなど追加記載します。
	3	来年度から始まる子ども・子育て支援新制度について、市民にシステムを分かりやすく知らせることが重要。また、何歳のときにこういう支援があるなど、一般の方に分かりやすく提示すべき。	75	②	現在子育てについては、子育て応援パンフレット「スキップ」などを作成し、お示ししていますが、今後も市民へ分かりやすくすることに配慮いたします。
	4	女性の貧困が子どもの貧困につながるという問題もあるため、ひとり親世帯への経済的支援、就労支援、相談支援の充実を図るべき。	75	②	ご指摘の表現内容は、施策6に記載中の「困難を抱える子どもや家庭への支援、母子ともに健康で過ごせる支援」に含まれており、また就労支援については施策21「女性や若者がいきいきと働ける環境づくり」の中でも取り組んでいきます。
	5	子育てについて、経済的支援(出産、医療費、諸手当、保育料、)や日常的な支援(育児・家事)などを充実させることが必要。	75	②	施策6において、福祉や保健、雇用など子育ての一貫した支援に取り組むこととしており、具体的な支援方法については実施計画・分野別計画の中で検討します。
	6	施策6「妊娠・出産・子育ての一貫した支援」の中に結婚という部分を盛り込んだ方がよい。	75	②	結婚について、多様な生き方がある中で、個人の判断によるものであるため、素案のとおりとします。
施策7	1	ワーク・ライフ・バランス、育児休業、保育料などは、企業への働きかけや啓発をしていくことが重要。	75	②	子育て支援、ワーク・ライフ・バランスの推進には企業との協力が重要であり、施策7で「企業と連携し、意識の啓発を進め」ることとしています。
	2	働く女性に対する偏見をなくすため、女性も結婚・出産後も働いて当たり前というイメージを創りだすべき。女性が結婚後も仕事を続けることができる職場環境なども重要。	75	②	現在、男女共同参画の項目を入札資格の評価点に入れていたり、男性の育児休業取得奨励金の制度など男女の固定的な役割分担の意識を解消するための取り組みをしています。また、施策21「女性や若者がいきいきと働ける環境づくり」の中で女性が仕事を続けることができる職場環境づくりについても進めていきます。
	3	ワーク・ライフ・バランスの推進について、子育てに関するだけでなく、高齢者の介護をしている方や障がいを持つ方への支援など、さまざまな視点で取り組まなければならない。	75	②	ワーク・ライフ・バランスについて施策7の他、政策⑦「誰もがそれぞれにふさわしい働き方ができるまち」の中において市民や企業に定着するよう取り組んでいくこととしています。